

## ～熊本県産業廃棄物排出量抑制支援事業費補助金 事業募集のお知らせ～

# 県内の**産業廃棄物の排出量抑制等に係る取組** を補助します！（R7 予算額：2,000 万円）

熊本県では、環境負荷の少ない循環型社会の形成を図るため、県内の産業廃棄物の排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）や産業廃棄物の処理に関連するもので二酸化炭素の排出抑制が見込まれる調査・研究・技術開発及び施設整備について、対象経費の一部を助成します。

### ◆補助対象者

熊本県内に事業所等を有し、活動している法人格を有する団体であること

- (1) 産業廃棄物排出事業者
- (2) 自社で開発・生産した製品由来の産業廃棄物の排出量抑制等又は二酸化炭素排出削減等（産業廃棄物の処理に関連するものに限る。）に取り組む事業者
- (3) 産業廃棄物処理業者（廃棄物及び清掃に関する法律の規定に基づく許可を有するもの）
- (4) 大学、短期大学、高等専門学校、研究機関

### ◆補助対象事業及び補助率

**新**：R7年度の主な改正点

#### 補助対象事業

産業廃棄物の排出量抑制等又は二酸化炭素排出削減等（産業廃棄物の処理に関連するものに限る。）を目的として事業者等が行う事業のうち、次の（1）又は（2）に該当する事業。

- (1) 調査・研究・技術開発・・・補助対象経費の **2分の1以内** **新**
- (2) 施設の整備（改修も含む）のうち、以下のア、イのいずれかに該当するもの。
  - ア：先進的な施設（技術的な先進性のみならず、県内では普及していない施設も含む。）に係るもの・・・補助対象経費の **2分の1以内**
  - イ：ア以外の施設に係るものであって、優良産廃処理業者が整備する施設に係るもの・・・補助対象経費の **3分の1以内** **新**

※廃プラスチック又は食品廃棄物の3R（熱回収、BDF 製造等含む）を目的とする事業は優先補助対象となります。

※有識者で構成される審査委員会の意見を踏まえ採択事業及び補助金額を決定します。

※複数事業が採択された場合は、審査委員会での審査結果に応じて上記予算額を按分した額の交付となります。

### ◆申請受付期間

令和7年（2025年）4月1日（火）から4月30日（水）まで

**※原則、郵送(当日消印有効)での申請とし、電話、メール、FAX による申請はできません。**

### ◆補助事業実施期間

交付決定の日から令和8年（2026年）3月6日（金）まで

※制度の詳細や申請様式、必要書類等については、下記の熊本県ホームページをご参照ください。

「令和7年度（2025年度）熊本県産業廃棄物排出量抑制支援事業費補助金について」

（URL：<http://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/53/198435.html>）

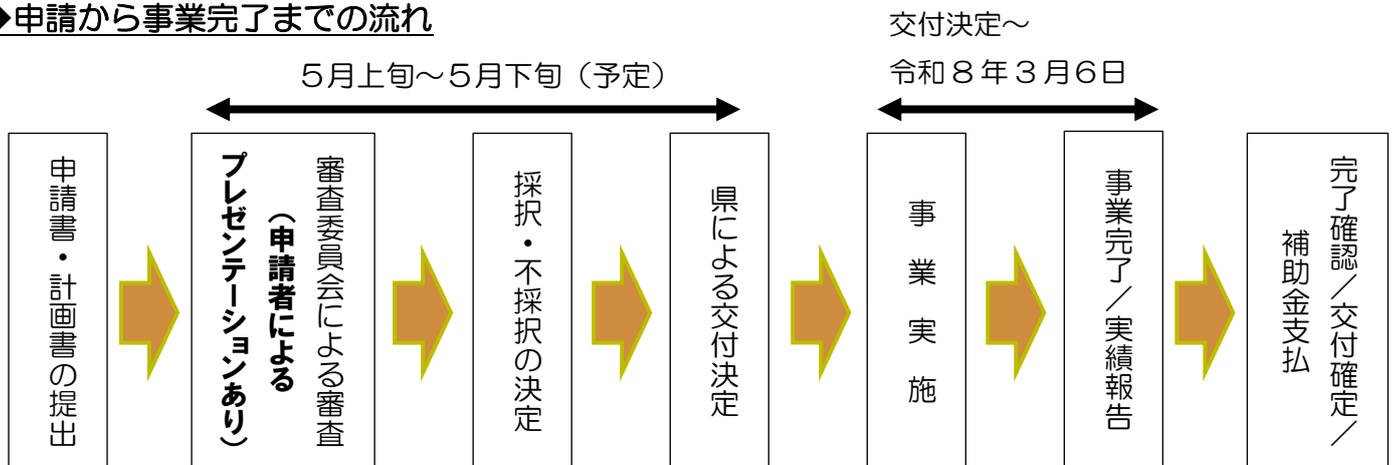
### ◆補助対象経費

調査・研究・技術開発	施設の整備（改修も含む）
原材料費、機械装置、工具器具費、外注加工費、委託費、旅費、事務費など	本体工事費、付帯工事費、機械器具費など

### ◆申請に必要な書類等

1. 補助金交付申請書（別記第1号様式）
2. 事業実施計画書（別記第2号様式）
3. 事業に係る資金計画書（別記第3号様式）
4. 定款又は寄付行為及び登記事項証明書
5. 直近過去3年間の決算書
6. 会社案内等（パンフレット）
7. その他（上記1～3を補完する資料等）

### ◆申請から事業完了までの流れ



### ■採択の対象外になるもの

- ・申請者が、研究及び技術開発の全部または大部分を他に委任するもの

（お問い合わせ・申請書提出窓口）

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号  
熊本県環境生活部 環境局 循環社会推進課 資源循環推進班  
（電話）096-333-2628 （FAX）096-383-7680